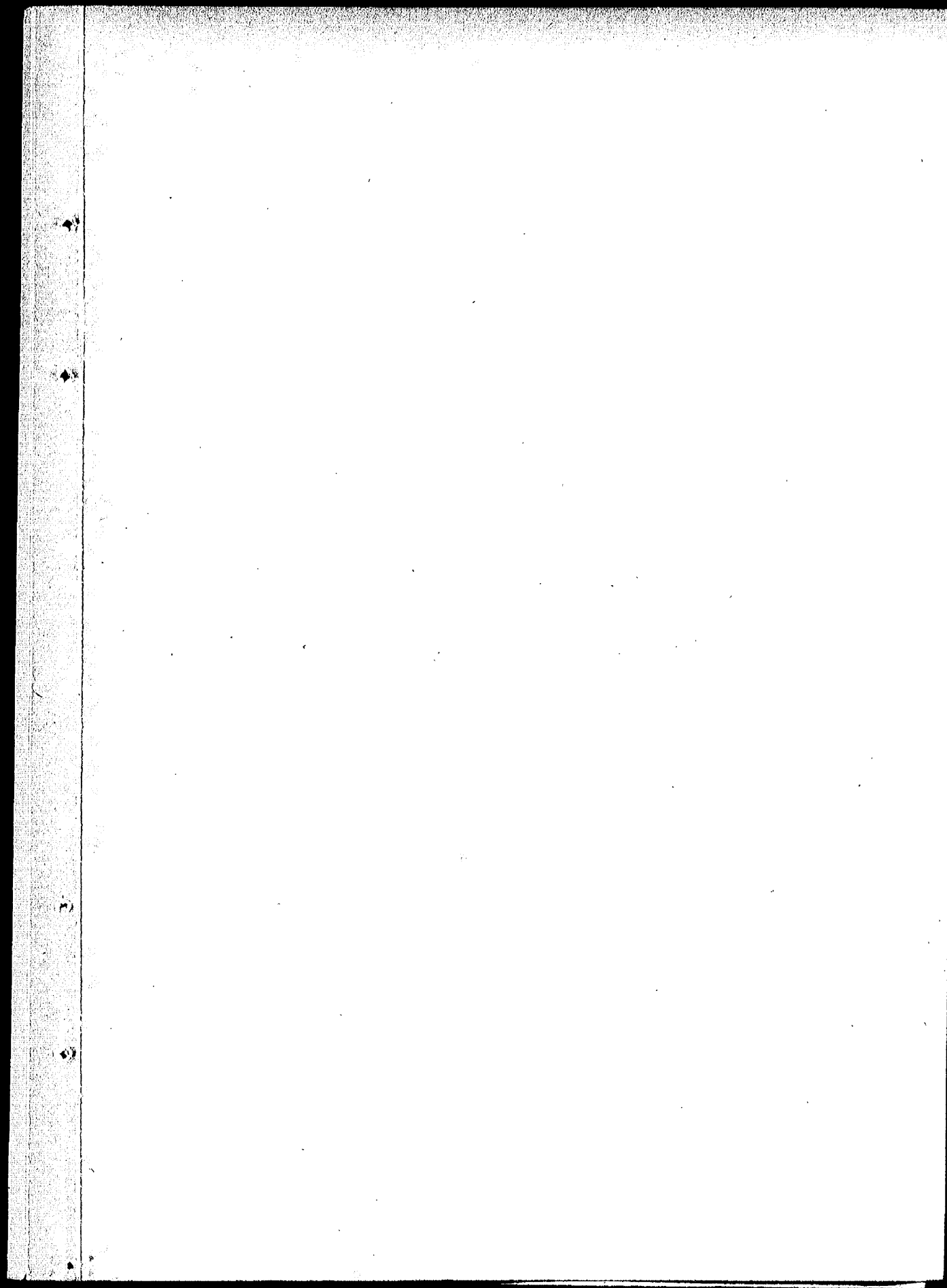


0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

国立公文書館

|      |      |
|------|------|
| 分類   |      |
|      | ③ ④  |
| 排架番号 | 3 A  |
|      | 15   |
|      | 4-11 |



0001

83



昭和十四年十二月

所謂日比谷焼打事件の概況

警保局保安課

裏面白紙

第一、日比谷國民大會

- 大會開催の経緯

- 三、國民大會開催の状況

第二、市内騒擾の顛末

前流血の不祥事

騷動

社及秀英舎の破壊

四 内務大臣官邸の襲撃

五 警察官署の焼打

六、基督教會之燒打

七、電車の焼  
打

511

八、外務省其他の襲撃

九 死傷者

十 黒 動 の 計 五 説

第三 暴動の鎮壓對策

一、總說

二 戒嚴令の施行

三、新聞紙雜誌の取締

四 聖急勅令。廢止。

第四、事件の影響

五  
三



下に謝せしめ、且つ該條約を以て不成立に終らしめんことを期すし  
 之と同時に此の電文を小村全权に送つた。  
 閣下の議定せる講和條件は、吾國の大事を誤りたるものと認め、連  
 ねて決する罪を上下に謝せしむ。

高橋次郎議実行の方法として、

一、國民大會を東京に開くこと

二、撤文を全國に布すること

三、上奏を為すこと

四、遊説其他言論の力を以て條約破綻の事に力を入れること

五、其他の方法を取ること

を決定し、其の実行要領を左の如く指令した。

小川平三、橋井熊太郎、恒屋盛服、大竹貫一、村松恒一郎、

細野次郎、高橋秀臣、大谷誠夫、

(二) 撤文

九月二日、左の趣旨の撤文を刊行し、大に國民の輿論に想入る所が  
 あつた。

(三) 上奏文

九月四日正午前、河野広中が同義聯合會を代表して宮内省に出頭し、  
 大竹貫一等二十七名と共に連署したる上奏文の執奏を乞ふたが、大臣  
 、秘書官共に不在の爲め屬官に託して退下した。

註 講和問題同義聯合會

「日露開戦に先づ、盛んに主義論を唱へて國民を鼓舞した村露同義  
 會（會長近衛篤磨、専任長神穀知常、相談役頭山滿、

佐々知房、鈴木重遠、柴田部、工藤工幹、大竹貫一、

平岡浩太郎）は日露交戦の後一旦解散したが、講和談判  
 の開始也らるるに及び日同義會員が中心となつて他の同義を糾合



小村全权出奔の前日たる七月七日、日比谷公園松本楼に會合し、その決議を爲し之を小村全权に饒せしむ。

「樽俎折衝に夫を得ずんば干戈を継続するは國民の敢て辭する所にあらず、吾人は我が全权委員が苟且の間に局を結び以て禍根を將來に貽すなからんことを望む」

次同月十九日京橋開化亭に會合し、「講和問題同志聯合會」と組織し、事務所を麹町区内幸町一丁目三番地なる対露同志會事務所内に設置し、機文を策し又は演説會を開催して國民の奮起を促ししむ。

聯合會の所屬団体は次のとおりである。

対露同志會、橋田俱樂部、青年國民黨、小南佐十郎

黒竜會、江湖俱樂部、同志記者俱樂部

旧對露同志會委員長神鞭知常は同月二十一日死し、河野左中は請はり聯合會の會長となつた。

## 二 國民大會開催の経緯

一 大會準備 九月二日聯合會事務所は、小川、大竹、高橋、橋井、

細野等十数名會合し協議の結果、

一 九月五日午後一時日比谷公園広場は國民大會を用くこと

二 同日午後二時新富座は政談演説會を用き、引続き金二十餘に

折詰及酒二合を供し懇親會を開催すること

三 同日午後六時、芝紅葉館より上京地方有志と聯合懇話會を開催すること

と之を決定し各自分担して準備に着手しむ。

大會々場たる公園の使用に付ては、九月四日午前中、高田三六名儀で「松本楼附近樹林中に於て花火二発打上の爲め土地使用仕度」との報書が東京市役所に提出せられた。

又新富座の準備は細野次郎が担当し、九月二日劇場階下の契約をしむ。

然るに翌三日朝に至り劇場側より突如解約の申入此があつたので、之は正しく警察の干渉に因るものと概観し、強硬に履行を迫つて遂に承諾せしめた。尚大會に必要なる物品等は九月三日、銀座広目屋に注文したが、其の主なる物は、煙火二箒、輕氣球七個、大旗一丈五尺一一本、長旗（八尺）十本、小旗五千本、音楽隊一組であり、旗には黒布又は黒紙を以て藥章を附し、又長旗及輕氣球の懸垂紙には甚だしく刺戟的文字を墨書せしめた。

更に錦旗次郎は旗持人夫約二十名を雇ひ、小川平吉は佃信次と相談の上、普次不二雄外数名の壮士をも用意した。

二、当局より渉と縣合會の対策　警視廳は前記の諸情勢を鑑して協議の結果、當國民心昂奮の禍中に於て斯う大會を開くことは、竊て社會の安寧秩序を害すに至る虞ありと認め、斷然之を阻止する方針を決し、先づ未だ大會の届出なき中に之を中止せしむべき策を取る事となつた。仍て管轄の麹町警察署長向田幸藏は、九月三日午後一時頃、最高幹部

た。小川平吉の出頭を求めたが、小川は出頭を拒絶した爲め、更に同日午後二時頃高橋秀臣を召喚し「未だ条約成立したりと云ふに非ず、又未だ其の聲表も無き時期に斯る大會を開くは不穩當ならすべし」と大會の中止を勧告し、且之に應ぜざれば禁止の已むなきに至るべき事を暗示した。之に對し高橋は「吾々は条約成立を阻止せんとする者であらうから、今日こそが大會を開くべき適當の時機なりと確信する、自分一個としては勿論勧告に應じ難しとの意見なきが勧告の趣旨は一應同志に傳へ、協議の上で後刻返答する」と述べて退出した。

而して翌四日午後河野・大竹、櫻井、小川其他十數名會合したる際、高橋より右の趣を傳へたが一同は勿論勸告拒絶の意見であつたので、飽く迄大膽と決行する方針を固むると共に、當局の彈圧を豫想して其の對策を協議した。而して向田嘉長に對する約束の回答は、嘉長より



屢々催促を受け乍ら言を左右にして容易に果さず、漸く四日午後九時頃に至り、小川から電話を以て拒絶の旨を答へた。

更に又、大會の爲の公園地使用願は前記の如く四日午後一時二十分頃、無名の一會員高田三六を發起人名義とし、而も聯合會事務所の小使をして持参提出せしめた。

(三) 禁止命令の通告 向田署長は九月四日午後十一時過、高田三六名

義の集會届書を受領するや、直ちに治安警察法第八条に依り之を禁止すべき事を決定し、該命令を傳達する爲め、使者を通じて高田の出頭方を命ずると共に、高田の住居を管轄する麻布警察署に、其の出頭取計方を依頼した。

然るに高田は当夜眠死せず、又其の行先も不明であつたので、向田署長は已むなく事實上の發起人たる小川平吉に傳達すべく、電話を以て出頭を命じたるに、小川は電話にも出ず、取次者を介し自分は大會の

發起人に非ざるを以て、自分が出頭するも用を弁じ難しと称して應じなかつた。茲に於て更に五日午後二時頃、巡查を派して高橋秀臣を召喚し、同人を事實上の發起人と認め、大會禁止を命じ、且之を會員に傳達すべく事を託し、高橋も之を承諾した。

所が五日午前五時頃、高橋は神田警察署に檢束さるゝに至つたので、同人は午前六時頃、同署より聯合事務所へ電話し免に拘禁命令は傳達した。一方向田署長は高橋の檢束を聞き、或は禁止命令が會員に到達し居らざることあるべきを顧慮し、五日午前八時頃、警部荒川臨光を聯合會に派し、荒川警部は小川に面會を求めたが既に大會委員を辞し大會と關係なしとして面會を拒絶したりで、會員中島氣峰へ萬朝報記者に禁止を通告したのである。

註 大會發起名義人は高橋、小川、大竹等の中より選任さるべき所

たの痛に、禁止命令の通告には多少の齟齬があつたが、以上の諸点を除存すれば、大倉幹部が少くとも禁止を予期し、又は

斯くの如く、大会は未だ開会せざるに先ち、既に波瀾を孕み、新聞も亦當局の干渉を非難して大会に警報を告げた。例へば九月五日朝の東京朝日新聞は「政府は或は本日の大会に干渉を加へ、参集者と公園地に入らしめざるが如き手段を執るかも知れり歎し、然れども市民が大会以外に於て公園に遊ぶとも噴霧の干渉すべき道理无ければ、誰人も遠慮なく自己の公園に入入すべきなり」と述べて居る。

157

黨視廳の取締對策　國民大會及演說會を禁止すべき事は前記の如く當局の既定方針であつたが、同志聯合會は之に服せずして飽く迄之を断行せ人とし、両者の正面衝突に因る混亂が予想さるゝに至つたので、黨視廳に於ては九月四日午前中其の最高幹部たる

官房主事(高等警察)

川上 親晴

第一部長(警務、刑事)

松井 茂

第二部長(保安)

黒金 泰二

麹町署長(公園管轄)

向田 幸藏

京橋署長(新富座管轄)

田川 誠作

等が會合して對策を協議した結果、大會の禁止命令を實行し且不測の危険發生を豫防する爲には公園閉鎖の強制力を用ふることと并にむき得ずと云ふ事に議決し、其の手段として適當の時機に公園六門に木柵を施して公衆の通行を禁止する事となり、設柵の時機等は向田署長に一任された。

而して松井第一部長は是等の警戒取締を統轄し本所、浅草、新宿、品川、千住、水上の各署長を召集して其の指揮下に置き、各署より簡拔したる警官の中、二五〇名を麹町署に、一五〇名を京橋署に夫々配置

せしめ、事と爲した。

大會当日の朝、芝草の盛衰警官は監視應及麹町署に集合せしめ、向田署長等より民衆取締上の訓示を爲し且抜剣を堅く禁じ紐にて帶剣を縛せしめた。

註 前記警戒應辦部の間に在つては兎角意見の齟齬あり、特に官房関係は高等警察を専断し、諸種の情勢を内偵せしめ乍ら發着関係との連絡が密でなかつた様様で、取締上遺憾を點がな、いざとなつた。

(四) 公園六門の木柵 向田麹町署長は九月五日午前八時頃より警部以下約三百五十名を公園六門(目比谷門、有樂門、櫻門、霞門、西幸門、幸門)に配置し、自らは目比谷門即ち正門に在つて之を指揮した。然るに此の大會に馳せ参ずる者は朝来陸續として雲集し、其の制止漸く

困難となつたので、午前十一時頃豫て用意せし丸太を以て六門に木柵を施した。其の方法は、平素六門に設けある格子（高さ約四尺の仮門）を閉め且杭を打ち込に縦横に丸太を結付けたのであるが、其の中でも日比谷門は最も嚴重であつた。而して此事は東京市に通告しなかつたのである。

又、同たる公園監督白石信榮は市役所に其の旨報告せしと共に直に向  
同署長に面会し、鑒察が市に無所にて柵を設くるほ不洽ならすやとて  
其の放を求めたが、向田署長は職権行為なりと述べて應じなかつた  
の、更に廣務科長山崎林太郎も奉告し同様嚴談したが、向田署長は  
柵外の群衆喧噪せる様を指画しつ、「見らるゝ通りの状況にて已むな  
く木柵を施したり、安寧秩序維持の必要に基くものなれば解除する能  
はずし」と返酬した。

又同志評合會は此の報を受けて大に憤慨し東京市及参事會に對し、其

の差支方を求めしたので尾崎市長及渡辺助役は直に内務省及警視廳に赴き、警視廳當局が市に無断にて公園を閉鎖せる事を難詰して木柵の解放を要求したが、内務省は事實視廳の管掌に属すと称して要鎖を得ず、警視廳に於ては川上官房主事及松井第一部長が態度し「要鎖取締の必要あるとはけ公園と異も閉鎖し得べきものにして吾々は帝都の治安維持上必要あり」と認め居るものなれば木柵の撤去は爲し難し、又豫め市に通告するが穩當なりしなり人も卒達の事として其の意を得ざりに幸ひ賣下の衆衆を見たりを以て、今其の意を傳達し度し」と答へて断然拒絶した。

(三) 正門前の騒擾及木柵破壊 此の日、炎熱、焼くが如き天候であつたが、午後震時半頃に至れば、日比谷正門前には人を以て埋まり、大倉禁止に激昂せる群衆は「禁止の理由を示せ。公園を閉鎖するは不法なり。柵を

破つて侵入せよと号し怒號しつゝ、喊聲を擧げて警署官に肉迫したので、柵外を襲成せる警署官は群衆に押され柵内に逃込む始末であつた。此の勢に乗じ数名の労働者凡の者が木柵に靠付き、將に之を破壊せんとしたので警署官は必死になつて防禦したが、之を見た群衆が洋傘、スラッパ等を打振り又は瓦石を投じて警署官に抵抗したため遂に遂に兩者の乱斗を生ずるに至つた。

當時千華縣人叙持勝と稱する者が、一団の壯士に護衛せられつゝ、正に進み「弔議和成立」と大書したる一流の弔旗を掲と翻したつて、之を益々昂奮し、之を制止せんとしたる警署官に忽ち数百人に包圍され、柵外を蒙つて内相官邸方面に退いた。群衆は之を追ふて電車道に溢れ、柵内進行し来れる電車を停車せしめたる上運轉手車掌をも殴打する状態であつた。又萬朝報記者中島氣崎は群衆に對し「我等は三菱原に移つて断然大會を開くべし。木柵以て公道を塞ぐ者と我等の公憤

を代表する者と孰れが治安妨害なりや」と演説し一部群衆を動かして三菱系に對り喧嘩する等、正明前附近の混乱は殆んど言語に絶するものがあつた。

斯う折柄、市参事會江間俊一外數名は市理事會の交渉不調に業を煮やし、車を連ねて公園に馳付け、木柵を飛び越えて園内に入り木柵の解放を迫つたので、之に勢を得たる群衆は柵を踏越し押倒し、遂に警署官を突進けつゝ、二〇三高地の嶺端迄と喊聲を擧げて公園内各場に殺到したが、其の數は三萬と稱せられた。

松井第一部長は當時内相官邸前に出張して居たが、茲に至つては最早策の施す所なきを思ひ遂に金門の開放を命じた。尚此の騒動に因り向田署長以下警署官十數名が負傷した。

註 木柵撤去に駆付たる市参事會員は講和問題同志聯合會と氣脈を

通じて居たものである。

#### (四) 国民大会

日比谷正門の木柵が破壊せらるゝ、頃河野、大竹、小川以下大会幹部は皆澤不二雄の指揮する壯士四名及人夫十数名に護衛せられ、鬼哭喉々、肝膽一剣寒、等と大書せる長旗又は緋金巾の赤旗を先頭にして正門に近づき、其の途中に於て旗を奪取せ人として追尾し来れる十数名の警官隊と格闘を續け乍ら、附近に雲集する群衆を率いつゝ公園に入つた。又大会委員の一人たる櫻井然太郎は朝来植木を避けて自宅に在つたが、午後一時頃巧みに監視を潜つて日比谷公園に達するや、感極つて右場の卓子に立ち「櫻井然太郎茲に在り」との有名な演説を爲した。

大会幹部が正門に達してから木柵が破壊されたるものか、或は其の以前群衆に依つて破壊され居たるものか、後に重要な論議となつたが此扱上は明瞭でない。護衛官及憲兵の報告書又は証言に依れば、河野等

は柵斗に在つて破壊を指揮聲援したりとあるも、其の云ふ所頗る正々にして措信し難い節がある。又人夫の陳述に依れば大竹は大会場へ赴くにあつて、暴力を振ふも差支なき旨を命じたとあり、前後甚だ腹時である。蓋し正門前に喧騒し居たる群衆が、市参事会員及大会幹部の来場を目撃して俄に勢威を加へ、一氣に破壊するに至つたものと見るのが妥当であらう。

斯くて午後一時頃大会幹部入場するや、講和問題国民大会の大旗を翻し、表章を附したる数々の小旗を配布し、煙火を打上げ、輕氣球を揚げて氣勢を添へつゝ、右場中央に卓子数脚を持出し大会を司かんとしたので、五十嵐實部は之を散を命じたが群衆反抗して及ばず、聴て大会幹部は卓上に上り、大竹は先づ同会の趣旨を述べ、河野が議長として決議案を朗讀し、樂隊は君ヲ代を奏し、一同萬歳を三唱して大会



卷之五

決  
交  
は  
九  
の  
如  
し

(1) 講和條約破壞決議

前掲八月三十一日の聯合会決議と同一と

(四) 滿洲各軍に打電あり、決議

吾人は帝國一致必ず屈辱の条約を破毀せんことを期す。吾人は我  
が征軍が驍然奮進以て敵軍を粉碎せんことを熱望す。

(11) 杞密顧問官に對する決議

今日の事復た言ふに忍びがたなり。吾人は紀念顧問官諸氏が最後の一断を以て日露和約批准の拒絶を上奏し國家を一大危急より救ひ出さんことを熱望す

第三 市内騷擾の顛末

一、  
二、重橋前流血の  
不祥事

國民大會を終へた大會幹部は直に演說會場たる新富座に繰込む事になつて居たが、公園に於て俄に其の豫定を変更し河野中、大竹貫一は群衆を率ゐて二重橋前に行進する事になつた。茲に測らずに警憲官と群衆の大乱斗となつて双方多数の負傷者を生じたのである。保し流言は志士を以て任ずる河野、大竹の事として宮城前の流血は恐懼に堪へずと速に旗を捲いて馬場先門外に退去し、警憲官も亦釋く悟人で拔劍等の措置に出でなかつたので、昂奮せる群衆も漸次退散し午後二時半迄全く鎮靜した。而して新富座に向へる如き群衆は御治橋外に於ても警憲官との小競合を生じ、南傳馬所、霞街道に於ては「國民の御通りだ、電車は停止し警察は下車せよ、一寸たりとも動けば電車を踏破する」と候若無人の言を吐きつゝ、十

数台の電車を立性生せしめた。

## 二、新富座の騒動

国民大會に引續き同日午後二時より新富座に於て演説会及懇親會が開かれた。事になつて居たが、之と國民大會と同様に多衆喧擾の塵があつたのである。幸橋署長田川誠作は午前十一時頃より制服及角袖警官約二百名を劇の内外に配置した。

果して正午後には既に満座となり其の致二千を超えたが群衆は刻々増加し、午後一時半頃には劇場の南北数丁の間に溢れ溢れ小聲を起して騒動し、場内の会衆も亦此に呼應し喧騒を加ふるに至つたのである。田川署長は午後一時四十分頃演説会の中元開かれざるに先つて其の解散を命じた。此の爲め会衆は益々激昂し「解散の理由を示せ」とか「演説会は解散せよ」とも懇親會は必ず同くべし等と怒號して退場せず、各所に警官と格闘を生じた。又芝居茶屋新駒屋の二階に在りし壯士隊の一団は場外

に對して煽動的演説を始め、場内外騒然として数人ど收拾困難に陥つた。然れども警官は目星しき者を捕縛する措置に出でたのである。之れも群衆は午後五時頃には漸く退散し其の一部は内相官邸及國民新聞社方面に留つた。而此の騒動に因り双方多数の負傷者を生じた。

## 三、國民新聞社及青葉會の破壊

國民新聞社は當時の輿論に及して独り講和条約を支持したので、御用新聞又は非國民新聞と冷遇され國民及愛國的となつて居た。殊に九月五日朝の二紙は「日吉村」を今頃には（國民新聞社は幸橋を日吉村に在り）と題し暴徒が建物と破壊し國民新聞社の印紙を奪つた人夫が之を攻撃し居る様子を掲げ、暗に襲撃と煽動する等の事があつたので、廣重は新聞社内に警戒し、幸橋署より数名の警官が派遣されて居たのである。



半し午後一時半頃に至り、公園附近に在つた数々の群衆が新聞臺子の傍に釣  
 り合ひつゝ、と喚聲をあげて同社に押寄せ、露塔新聞を叩き壊せし等と喚びつ  
 ゝ、瓦石を投じ始めた。常務署は直に多勢の騎馬止者を發遣せしめて防衛すると同時に、  
 國民新聞社急電に於て、各部充當は、抜刀して群衆の中に突進し、凶暴者數名を  
 捕へたが、午後四時頃に至つて漸く破壊は止んだ。

内務大臣官邸の整理

九月五日午後一時半頃國民大会解散の後より、激昂せる群衆は斯せずして内相官・  
師附近に群集し新大森橋を加之瓦。蓋し内相官邸は日比谷公園之間に近接し居り、  
亦も國民大会解散の最責任者なりとの反感ありし爲である。

牛込二町次官邸裏門附近の塙に「天端」と題する張紙を貼せる者があつたが、此の張紙は、獵門台を描けり紙片にヤサ全旋、高平全旋及ルースベルト頭部爲兵と題付け、其の頭部に赤インクを塗れる三式暴首の図であつたので、非常な出来を博し、益々群衆を昂奮せしめた。勿くは、次官は速早く此を斜視せんとしたのであるが、群衆は其を救つて妨害し、遂に此の張紙を繞つて兩者の衝突を惹起す。結果となつた。

斯る折柄、國民新聞社を退散せし暴徒は、其の致し難きを起し、其の勢は益々猛烈となつた。斯くて午後四時半邊には官邸正門横の警衛詰所に放火するに至つたが、偶に柱石相が車即せりとの風評が傳つたので、暴徒は益々狂暴化した。大正諸公燒井と號稱しつ、正門を突破せんと、裁り形勢變了不測となつた。茲に於て警察官も、拔劍し之を鎮退するに決し、裁革黨長室田望現及官邸執事魚廣部等に當りし、抜刀隔け居る官邸外に出て暴徒を追拂ひ、暴徒は亦仕之、杖、派棒等をも以て獲合つた爲め忽ちしして數十名の負傷者を生じた。遂に午後六時頃に至り致名の暴徒は官邸四角の官舎を燒拂ひ、尖々たる屋上より瓦を投ずる者、白刃を提りて突入せんとする者、又は此の聲援を送る群衆等其の光景は將に革命を思はしむるものがあったと云ふ事である。

前時官邸には芳川内相、山縣次官、仲や陸整保局長、松井英一部長等参集して居る  
 が、此の形勢に至るに及んで遂に軍隊の出動を請求した。仍て午後七時頃より午後  
 十時頃の間は、近衛師団の第一師団、芳井三箇中隊が到着し主として仰外の要護に  
 参つたので、午後十時半頃には暴徒も大半退散し、其事は王、岸橋、芝、神田方面

15  
12  
11  
10  
9

此の騒動に因り、豊守官、華人、消防士の負傷せし者七十餘名、民衆側の負傷者致は  
殆んど知ることが出来なかつた。尚此の果敢に降し、青山御所、高輪御殿より御見舞  
として差遣された大岡仕人、吉田嘉市の両氏は政府の役人と認定せられ、果敢を受  
けた。

燒打

國民大會に對する警察當局の措置が果して善きなりしや否やに就ては特  
の議論が  
ある。而して吾々の懸念は此の點に在り。是以て金人、警察官の不當拘束に基く自然  
警察の暴行なりとしてあるを以て新法草案した。併し乍ら今日より之を罷免せば必ずしも  
斯く簡單に終るべきことなからんと思はれる。

是が現時の政治的、社会的矛盾を考慮に入れなければならぬ。又同志聯合会及新聞の態度も批判的であり、或る場合には煽動的である。要は又之を好材料として暴動を指導した一団の不平分子が存在して形勢は是受けられる。端的に云へば、警察官は現時の諸情勢特に政府の排外と排共主義の傍枝を喰つた犠牲者なりと云ひ得るの

つて物つゝ、  
畢軌の全著作を楚辭考卷のみに圖はしめんとするのには、品 酷の評たるを免  
かたない。

但し、少くとも暴徒の直接誘導は警察官の命令禁止等であつた。而して此を警察官の  
不協同協同なりと推定し、強行し又は強解したる民衆が忽ちにして警察官を仇敵視す  
るに至つた事は誠に不幸なる運命であつた。従つて暴徒の主力は警察官黨の策動に  
依りしもの、自比各事件と云へば、支那所燒打と同義に解さるゝ、結果となつたのであ

九月五日午後内相官邸と懇談し居たり詳報は、午後七時頃華族の來訪を見ては及人  
て多く同所を退散したが、既に並を見え弔當せり事とて容易に鎮靜せず、殊に乙警  
衛署、赤松所の燒打に向つた。

先づ黒塗の白蛇公園近接の名派出所を襲撃し、無防犯警官とか、球場勇士の飾き  
は斯くの如しとか、口々に大言壮語しつつ、忽ち之を焼拂ひ又は破壊し去り、悉く  
り数派に令れ行々站迄の襲撃署、派出所等を襲撃したのである。

聖六日は西暦、沖田。本郷の各公団に前地主の蜂起を起つて蜂起する暴徒あり、天

附近の警察署、派出所を襲ふたが、其の大半は既に前夜中に焼く盡されて居た。  
 此の日は主として救急室、電報室の焼打に留つた。

一団の暴徒の人数は数百乃至数千に上つたが、直接手を下さる者は十数人に過ぎず、  
 其の他は常に前方を導く、或は警備を導く、或は後方の雷同者であつた。又其の指揮者は  
 場所を随つて異なり、壮士風、書生風、或人風、軍人風の者が最も多かつたのである。  
 物販等は殆んど強迫して絶縁されたが、焼打が全部夜間のみ行はれた事は確実である。

警視廳は民衆怒鳴の中心であつたので五日夜に本焼打の風評盛に行はれ、其の襲  
 撃は是れが警察署の爲め強人となつた。

警察署は何れも数回の襲撃を受け、下谷署は深川署は遂に焼打の厄に會ひ、警察  
 分署にして焼打又は破壊されたもの九ヶ所である。最も悲惨なりしは日本堤分署で  
 門は日本堤と水邊に圍れた一劃に在つたので附近住家より四十九<sup>段</sup>焼した。  
 警察官は暴徒の襲撃に際し、抜剣して抵抗した爲め、各所に多数の負傷者と生じた。  
 ところが、某署に於ては剣を抜く代りに水邊の柱を捕らひて聲を上げ、又某署に於ては

「血無様」が焼失する等と、疾呼し巧みに民心の慘憺を捉へて焼打を受けた。

東京市内は接續部部の派出所にして焼失したものの二一九ヶ所、破壊四五ヶ所、正  
 に總計七割以上になり、此は或る下谷、神田、立橋、日本橋、本郷、新橋  
 の各署管内の強人と其の各々が焼打に遭つた。此種の被害の少かつたのは、麻布、  
 赤坂方面であるが、此は地形的關係の外、居住者の氣風の影響に因つたものである。  
 襲撃の時向は午後五時頃より運動場所迄に至る社内であり、焼打の方法は建物の立  
 ち上り階に火を放つたものであつたが、大部分は先づ運動場を破壊して道路に煙を  
 放つて往いて火を放つたものである。蓋し民衆の動機を解明せよものと思はれる。石  
 碑は暴徒が襲撃せよものあり、附近民衆より望みせよものあり、更に派出所に備付ラ  
 ンの石碑を借用し、其のものにあつた。派出所の近隣者が動機を盡して、暴徒の襲撃  
 前に破壊した所も数ヶ所あつた。

同じ警察の派出所強人と、全部破壊であつた焼打は、殊に造り二、三を致すに過ぎなかつた  
 のである。

暴徒襲撃の際に放つた警察官の被害には遺憾の甚少しといふ。即ち大部分の所で

は諸君警備官の姿を見ず又後うに居合せしも張人ど袖手傍観すのみであつた。勿論他の警備に出掛つた所あり。又暴徒は数人乃至数人を捕らへ中には白刃を弄ふ者もあつた。尤も諸君と者が逃匿し難を避くも人情をみうが、あつた者も士が之を解して一交番所は一の警備であつては其の番人である。若し僅すあるが、其の番するものがあつた。是より交番が焼かる、時、大怪けを隠して仕舞つた由が、若しが警備であれば警備会派の元。將士強盗が事な故に犯人が来る。之を捕らへて捕らぬ。是角近所の警察官は形式的警察に依りて捕神の訓練に欠く。と非難した位である。旋つて後に犯人捕獲に際しては諸君と者の報告は、警備に事なかつた。

三田四田河秋之所の諸君と者は暴徒襲来に際して派出所を焼く事を見つて自分と殺せしと叫びつ、大逃に逃れしと助か存かつたので、暴徒は氣を吞まれ一指に足踏小車がつたのみか、其の中の教名が一時向餘り同所に散れし、他の暴徒の襲撃を免れしと見られた。又其派の所には諸君と者が隣家の印解天を借用し民衆に襲撃しつ、重要書類を捕らした。

六 基督教會堂の焼打

九月廿日午後三時頃一団の暴徒は浅草区三軒所を了基督教會を襲ひ、其の建物を破壊し、建物付屬を道路に持ちし焼打した。そして其の忽ちして本所、下谷、日本橋、品川、同社中に焼打し破壊した。基督教會力関係者住宅は十三ヶ所に達した。其の建物が焼打されしは、斯る場合に起る隣りな排外思想の現れであるが、其の直後の午後、六日午後三時頃浅草公園に於て基督教布教師某(日本人)が結伴修道の修、新社の暴徒を非難した。上野公園にも(露國)は教に對する、も坪たの一半を先にとりて、且其の支拂を免れした。其の暴徒露國が基督教を信するが故なり。との批駁の言葉を弄した。に因るものである。

基督教會の中は多額の外国人あり、其の被害も莫大に上つた。一時は物議を醸した。が、教會側は被害に修め自衛的態に出たので無事解決した。

七 電車の焼打

九月廿日朝未日比谷公園附近に、内相官邸と再襲撃せんとする暴徒が、前日未の騒動の通と見物せんとする群衆を以て襲撃し、電車の通行を阻了困難であつた。

午後八時頃より電車に被る者が増加したので、乗客は勿論電車運轉手も下等遊  
 藝するに至つた。此を見たる暴徒は忽ち電車中に入り込み、右側附近に停車せる電  
 車十一台に順次火を放ち其の中の二台は燃え尽き得た。内相官邸前に押込めた。  
 又同日午後十一時頃には四谷方面の軌道所を燒打した。一団が、其の鋒勢を鋭く、  
 俣馬河附近に停車せる電車四台を四谷見付の曲線附近に押込めた。上燒却した。  
 其の方法は客席の懸掛をめぐり石綿を払い、又は大したる電車と運轉し  
 其の通風に依つて火を強め、手相當の技術を要するので、或は電車運轉手が加担  
 し居るに非ずやと云はれるが、近頃の状況、其の中より果して數名の犯人を辨是し  
 た。

電車燒打の急回は、第一、電車が群衆行動の妨害をなせりとの單純なる原因、第二、  
 此等電車又は解雇後賃金手帳から電車に及ぼす悪く者の指紋が現れし。尚車  
 車輦日新聞が六日朝刊に掲載した「花電車停止勧告」なる記事が相當の刺激を與へ  
 たると思はれる。

# 八、外務省並に他の警察

九月五日午後七時頃より數名の暴徒數回に亘り外務省を襲撃し、仕込杖、振棒等を  
 折振つて暴行したが、電報官は被刺して重傷、軍部も之に協力して防衛した。で、  
 數名の重傷者を出した。その翌日午後九時は漸く退散した。

講和条約の主管者たる外務省の被害が意外に少かつたのは奇とするに足る。

又米國大使館にも五日夜約一千名の群衆が押寄せたが、大層に至らず、只、帝國大  
 テルに滞在中の米國人數名が群衆に攻められ公使館に逃入したのみである。

其の他、首相官邸、小縣、板方等の元老邸、秘密警察長官宅等に多少の不慮行動が  
 あつたが、軍部は警察官の警戒厳重にして何等の被害も生じなかつた。

# 九、死傷者

(一) 警察官、軍人、消防士、

暴徒の強姦及殺人の境界に達せし警察官等の死傷者は次の如し。

警視 二名  
 警部 二名  
 巡查 四二二名

消防士・華人

約  
四  
〇  
名

合計

約五〇〇%

負傷者の大部分は群衆の投石に因る者であり、其の他刀劍に斬られし者、棍棒等

一般民衆

一 猶氏創例の死傷者中には、絶無たる暴徒あり、確切馬あり、更に又金人の通行人  
 一 おつたのであつたが、少くとも暴徒の現場所近に居合せたと云ふる實は、一應要  
 一 には如地せりとの嫌疑を蒙るる處あり、覽察者亦亦犯人燈臺の手錠とし、魚傷  
 一 一を内傷せる事實ありしため、實際の魚傷者がおを隠殺せる者も多かつた。従つ  
 一 一に死者の實數を知る事は殆んど不可能に近ひ。巷間或は千と稱し又は二千と稱

此个揚公の跋は記録に依り明白なる者のみである。

圖傷者能救

五  
二  
八  
名

内  
死  
七  
番

—  
x  
9.5  
—

取  
謝  
音

三三〇九

群衆の反例に因る者

二七九

昇海四校名に因りて

二八名

無上の饒剣に因る者

四  
名

醫學博士 鈴木 孝一

21

取調書

一九五

所在不明以圖子者

六一 名

張  
鳴  
龍  
也  
士  
子  
者

一  
三  
五  
七

警備官の被刺事件に因る死傷者の中に暴徒と認むべき者の多かつた事は分るであらうが、警備官が單に防衛の爲に耶すして憤激又は狼狽の餘り發奮を起したる重傷を加へし者多く、更に純然たる良民にして傷を負へる者も相當の數に上つた。其の如き加害警備官の処分が同一點となり、司法部の責任問題に波及したのである。

十、  
畢勤の訂正



九月五日午後一時頃より喧嘩を始めた群衆は忽ち暴徒と化し僅々二晝夜足らずの間  
に前記の如き非常有の大騒擾を惹起した。

其の傳播が鮮りに迅速なりし爲め、或は何人か、強め計画し、全市の暴動を指揮  
せしに非ずやとの説を生ずるに至つたのである。而して其の主なものは次の如し。

(一) 多年失意の地位に在りたる憲政本党系(進歩党系)が政權を奪取する爲の非常  
手段として計画せしものにして、同系統の都知新聞は極力立を援助し且早稲田太  
學園等も多數が暴動に参加せり。

(二) 河野中一雄が計画したものでして、河野一派は強て政府に合む所あり、其十  
九隊合の警察事件も其の一例にして、此機あらば政府に痛撃を加へ人々の野望  
ありしものなり。

(三) 秋山定輔の計画せしものなり。秋山の主宰する二六新報は強て警視廳の圧迫を  
受け、秋山は遂に政界を失脚するに到れるを以て其の復讐を圖りたり。

(四) 靖國黨の策動に因るものなり。靖國は前代官の黒幕にして、國民大會委員の  
大半は同人より出されたり。

五 社会主義又は無政府主義者の陰謀なり。

此等計画の概略は付ては前記の如く、遂に其の無益を確する  
事が出来なかつた。蓋し右の諸説は國民大會開院の動機として首肯せらるゝ、節が  
あるが、直ちに以て暴動の要因なりと推論する事は安んずあるまい。

河野、や川等の事件関係者は、暴動なるの急進を以て理由として、兎もかくは計す  
る極端が在る市民に浸透し居たことと外面が之を煽動的に報道せることを挙げ居  
るが、他は能く恒すると思ふ。

斯くして此の大騒擾事件の真相は解けざる筈として今日に就され居るのである。

## 第三、暴動、鎮圧対策

## 一、總説

九月五日午後勃発した暴動は社に入ると共に甚だ激烈を極むに至つた。警視總監は東京衛戍總督に對し出兵の要求を爲し、近衛師團の第一師團より若干部隊の派遣を見た。然るに暴徒は容易に鎮定せず、遂に全市の警署署、派出所の焼打となり、翌六日に至るに甚だ蔓延の微候があつた。茲に戒嚴令の一部施行及新聞雜誌の取締に因する緊急勅令が發布され、こと、なつたのである。

此の戒嚴令の施行は暴徒に一大警告を與へたのみならず、九月七日は朝から大雨が降つたので、暴徒の足足を挫く結果となり、此日僅に小松川署管内後戸町五軒焼打、他所の焼打ありしのみで、暴動は張人と鎮靜に歸した。併し民心尚不安にせし各地に類似の事件を生じ、續、の流言、噂に流布されたため、戒嚴は約二ヶ月に亘つて継続され、十一月二十九日漸く二階急勅令と停止するを得た。

## 二、戒嚴令の施行

戒嚴とは軍事上の必要に依り 天皇の大権（憲法第十四条）に基いて宣告する、軍

事戒嚴が原則である。茲に對し行政上の必要の爲め緊急勅令によつて戒嚴令の一部を施行し、戒嚴に準ずる作用を行はしめんとするものは、行政戒嚴と稱すべきであつて、今行はんとするは即ち此の行政戒嚴である。

(一) 緊急勅令發布 九月六日、戒嚴令施行に因するたの如き緊急勅令（第二百五号）を發布し、即日施行された。

「本市市内一定の地域に依り別に勅令の定むる所に依り戒嚴令中必要の規定を適用することを得」

本令は發布の日より之を施行す

而して勅令第二百七号に依り施行区域は、本市、荏原郡、墨田郡、北豊島郡、南足立郡、南葛飾郡とし、適用規定は、戒嚴令第九條、第十四條、戒嚴司令官は東京衛戍總督と定められ、又勅令第二百八号に依り緊急勅令の若くして憲兵の勅令を補助せしむる事とした。

## (二) 戒嚴の実施

(1) 衛戍總督命令 九月六日警視總監及東京郵便局長に對し、衛戍總督の官章下



在つて、戒嚴令第十四条の執行に任すべき事を又同月九日、東京控訴院横手長に横手事件に關する横安事務の執行に任すべき事を、夫を命令した。

(10) 衛成懿智の告諭  
九月七日  
衛成懿智子衛伋伋久間伋馬太は父の告諭を拜した。

今、回勅令第二〇七号に依り、本職は東京市及其の附近の驛按を鑑め、警邏を

官有物、或は教令堂を燒棄し、交通機關を毀損する等の非常あり。

と云ふ、今や此が機軸を急せにすべからず、依つて本職は誓戒に任ずるべし、尤の名理を割合し、若人等々各自の悔み且勉く子孫を戒め、事

同に於て速に其の歩行を止め静養に務むべし。又騒擾の場所に娯集し、  
 娯の殆どを棄ることなからんことを要す。

一、言語を以て解法を命じ、又其の非行を制止すべし。

三、前項の方法に依りて高圧解散又は制止の命に應ぜざる時は最後の手段として断然兵器を運用することと許す。

師團の運送区

上各區以接續了鄂都

第一 行田、四谷已、赤坂已、麻布已、芝已、  
以上各區已接續了了郵部

茲に於ては、若くは一中隊及騎兵の補助客兵若干を配置し、重要なる點或地区には更に増強の兵力を増派す。

に檢問所 宮城の外廓を第一線、外廓の周圍を第二線、市の半端を第三線とし、其の主要な道路及川崎、大森、品川、磁石、大久保、板橋、三軒、小岩等の部部要所に合計七十餘ヶ所の檢問所を設置し、軍用及警察官を配置して、通行人等の他を檢問し、櫻田門、馬場芝門、和田倉門の各橋梁には、歩哨を置いて一般の通行を禁止した。

又、電車、遊廊、木賃屋等の控索は、最も嚴重に行はれた。

(三) 市民の自衛

政府の取締に呼應し、本港市に於ても、九月八日、市考事会及び夜会派を以て、次の件と決意した。

- 一、区内巡査派出所ニケ所の所轄区域を以て一區劃とし、巡邏夫を置くこと
- 二、巡邏夫は五人以上、十人以下を以て組織し、区内を巡視して、放火、窃盗、其他の危害あるときは、附近民家に警告し、且相宜官憲に急報すること
- 三、巡邏夫に關する總ての費用は、一人に付き、一日六十圓の制に依り、市考事会に交付すること

斯くて全市に設置せられた巡邏夫は、總計百四十ヶ所に及んだ。

三、新聞紙、雜誌の取締

(一) 暴動と新聞紙

非常事変に際すれば、民心昂奮して冷靜なる思慮を欠き、些細なる流言に動搖して、遂に暴動せざる大幸を惹起するに至る。殊に種々な新聞記者が民心を利

敵する事は想像以上である。

日露戦争開戦に就き、新聞が停つてゐる者を露敵軍倒したことは既述通りで、此等批判敵軍した新聞が、國民大会の禁止と共に絶つて昂奮の極、其の弊する所は遂に非常事變の導火事件と化したのである。

而して新聞は、暴動新聞の類は其の編輯を改めず、警憲當局の不當干渉のみを問題として攻撃し、暴徒の誘惑に對しては寧ろ同情的な記事と爲さし、暴動を煽動するの儘が多分にあつた。今其の一、二を挙ぐれば、

「國民の公憤爆発、國民大会に對する當局無理解の圧迫は却つて全部を鼎沸の地端と化せしむ」(九、六、奉朝)

「屈辱を蒙りたる会衆は涙を振ひて激し、民友社を焼打すべしと叫びたり、夫れ宜かの人と賛同せし聲は室に天下公憤の聲と聞かれしが云々」(九、六、奉朝)

「無政府、無黨派。交番焼打の事は犯人と推定する所を知らず、(中略)警察の下、此無政府の變態を見る。噫、誰の罪む、白晝白刃を提げて官邸に侵入す、

事既に驚くべし、白晝に官邸に放つ、更に驚くべし。而して警官剣を抜き、人を斬り、軍部銃を提げて良民に臨むに至つては、宛然第三の露都なり、露都の帝都を化して第三の露都となすの大失態を演出せしむ、嗚呼、是れ果して誰の罪ぞ。民心は火の如し、一度火を激すれば炎焰を起す。禁止の一言、威威の反動、遂に此大紛乱を見了、悲哉。し（九、六、日本）

「貴親戚は遂に此の大会を禁止し、尚ほ者の教を盡し、此を日比谷公園と其の懇親会場を派し、此で國民の手を縛せんとせしのみならず、多数の清談夫を糾集め、此を軍大作れし如くへ、若くは仰神天を纏はしめ、國民をいさめ、一叩きするの請願を望め、之と同時に此の大会の發起人を拘引しむ。し（九、六、滿朝報）

而して此等新聞は大会當日を以て發行する出来であつた。

此は當時の新聞紙を例へ、明治三十年三月の改正に依り、若しく新聞の自由を拡大し、内務大臣の行政処分権を制限したので、此等新聞は縛るに付て、頗る不充令たるを免れなかつた。

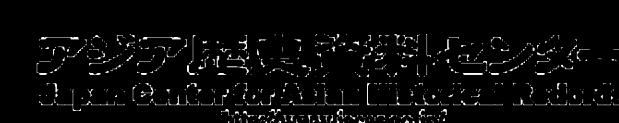
緊急勅令發布

茲に於て取締の徹底を期する爲め、九月六日付の如き緊急勅令を發布し、即日施行せられた。

勅令第一條、新聞紙又は新聞紙條例に依り、雜誌にして、皇室の尊嚴を冒瀆し、政治を歪曲し、若くは朝野を淆乱せんとする事項、又は暴動を鼓吹し、犯罪を煽動するの虞ある事項を記したるときは、内務大臣は其の筆名を停止し、此を差押へ、且以後の發行を停止することを得。

第二條、前条に依り新聞紙又は雜誌の發行を停止したる場合に於て、内務大臣は必要と認むるときは、其の停止中に限り同一人又は同一社の發行に依るものと認め、他の新聞紙又は雜誌の發行を停止することを得。

第三條、發行停止を犯して新聞紙又は雜誌を發行したる者、又は第一條の禁止を犯して新聞紙又は雜誌を筆名を差押したる者は、一月以上六月以下の経緯罰又は二十円以上二百円以下の罰金を受す。



第四号 新聞紙条例第三十五条及第三十六条の規定は本令の施行期日以後に適用する

第五号 本令は公布の日よりこれを施行す  
(三)取締の成績

緊急勅令の實施中、同令に基き、又は戒嚴令第十四条第一に基き、發行停止を命じ、又、これに依り新聞紙の發行は元の通りである。

(イ) 警視總監の処分は依るもの

名 稱 処分月日

萬朝報 九月七日

都新聞 同

二新聞 同

日新聞 同

人民新聞 同

東朝 同

停止期間

二日

同

同

一日

同

十四日

直 同 十日

二 同 十一日

東京新聞 同 十二日

東京法律 同 十八日

東京愛報 十月一日

城 友 同 五日

都 同 十一日

立公報 同 十八日

読売新聞 十一月十五日

帝都文學 同

人民 同 二十日

帝都朝報 九月九日

大阪日報 同

一 同 一日

廿八日 同 十一日

廿七日 同 十一日

三 同 十八日

十月一日 同 一日

一 同 五日

十日 同 十一日

三 同 十八日

十一日 同 十五日

一 同

八日 同 二十日

四 九月九日

五 九月九日

|      |   |      |    |
|------|---|------|----|
| 大同日報 | 同 | 九月九日 | 同日 |
| 大朝   | 同 | 同日   | 同日 |
| 新報   | 同 | 同日   | 同日 |
| 小樽新聞 | 同 | 同日   | 同日 |
| 東北新聞 | 同 | 同日   | 同日 |
| 山梨民報 | 同 | 同日   | 同日 |
| 新潟新聞 | 同 | 同日   | 同日 |
| 丹州新聞 | 同 | 同日   | 同日 |
| 京都新聞 | 同 | 同日   | 同日 |
| 大阪日報 | 同 | 同日   | 同日 |
| 大南   | 同 | 同日   | 同日 |
| 丹州新聞 | 同 | 同日   | 同日 |
| 伊勢新聞 | 同 | 同日   | 同日 |
| 北信日報 | 同 | 同日   | 同日 |

|      |      |    |
|------|------|----|
| 下野新聞 | 十月十日 | 同日 |
| 大阪日報 | 同日   | 同日 |
| 新報   | 同日   | 同日 |
| 丹州新聞 | 同日   | 同日 |
| 大朝   | 同日   | 同日 |
| 新報   | 同日   | 同日 |
| 大南   | 同日   | 同日 |
| 丹州新聞 | 同日   | 同日 |
| 伊勢新聞 | 同日   | 同日 |
| 北信日報 | 同日   | 同日 |

部新聞二回十七日同、二六外報二回三十日同、人民新聞二回九日同、京都  
 新聞二回十八日同、大阪日報二回四十六日同、大朝朝日三回三十五日同、  
 丹州新聞三回四十四日同、新報新聞二回二日、  
 此に對して、各新聞の「嚴厲な」ことと露國以上なり、と悲鳴を挙げ、居る。  
 此の同、九月一日附、新報新聞（条約改正）同、同、同、大隈重信の遺教を引例し、  
 講和の點の方法として、各新聞の「嚴厲な」ことと露國以上なり、と悲鳴を挙げ、居る。  
 と、是し直轄行動を「嚴厲な」ことと露國以上なり、と悲鳴を挙げ、居る。  
 緊急勅令の停止





## 第四、事件の影響

日比谷國民大会後、全国各地に同様の大会又は演説会が開催され、河野之中、大竹寛一、山田嘉之助等各地に赴遊したが、所謂屋厚講和に對する不満は全国的であつたのみならず、日比谷焼打事件が異常な刺激を與へて居た點であつたので、此等大会は何れも多少の紛擾を免れず、特に横浜市を訴へたことは類似の暴動が勃發した。

又日比谷事件は前例法施行後初めて見た大騒擾であつた。單に其の因縁が多數であつた點でなく、其の紛擾はこれ以前に比して異常な性質を帯びたものであつた。これが將來の大衆運動に與へた影響は甚大なるものがあつた。

騒擾の中心は遊樂場と稱して居たが、其の事件の範囲は一帯地のみに限られ、其の動機も亦單純なる個人の利益回復に基くものが多く、更に又暴動の性質も一團の私人を對象とする騒擾の域を出てゐたものが大部分であつた。然るに日比谷事件以後は、社会一般の利害を理由とする大規模の大衆運動が勃發し、騒擾の性質も層々過激になり、或は黨派と官吏に對抗し、或は在外官吏を無理するかの如き傾向を生ずるに至つた。明治三十九年三月十五日の電車賃値上げを理由とする日比谷社会黨一派の

騒擾、同年九月五日即ち若しくは日比谷事件一周年記念日に勃發したる電車賃値上げの電車暴動事件、更に同年十一月同向點に因する第一回市民大会の紛擾等其の道例であつて、此等は社会情勢の變化と云ふ以外に日比谷事件の影響と云ふ美言が過ぎぬを存へと思はれる。

附記 本編は、司法省刑事局編纂「思想研究資料 特輯第五十号」より採録  
 七よりのなり。